⑵　弁済の方法
元本等再生債権は、次のとおり一括して弁済する。
再生計画認可決定確定日から１か月を経過した日の属する月の末日限り、50万円を各再生債権者の債権額に応じて按分して算出した弁済金を支払う。
２　弁済に関する条項
⑴　免除における端数の処理
再生債権の割合弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は、切り捨てる。
⑵　弁済の方法
再生計画における弁済は、再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は再生債務者の負担とする。
第２　共益債権の弁済方法
未払共益債権及び平成25年５月15日以降に発生する共益債権は、随時支払う。
第３　一般優先債権の弁済方法
１　一般優先債権総額（公租公課）
398万800円
（内訳）
本税　296万9900円
延滞金　101万900円
２　一般優先債権者に対する弁済方法
⑴　本税296万9900円について
平成25年５月15日から平成30年３月15日までの間は、毎月15日限り、月額５万円を弁済する。
平成30年４月16日に、１万9900円を弁済する。
⑵　延滞金については、後日協議する。
第４　弁済資金の調達方法
弁済資金の原資は、再生債務者の私財を充てる。
第５　住宅資金特別条項
別紙物件目録記載の住宅及び住宅の敷地に設定されている別紙抵当権目録記載の抵当権の被担保債権は、保証委託契約に基づく保証会社の求償債権であるところ、同契約の被保証債権である住宅資金貸付債権について、以下のとおり住宅資金特別条項を定める。
１　住宅資金貸付債権を有する債権者の名称
平塚信用金庫
２　対象となる住宅資金貸付債権
平成９年２月24日付金銭消費貸借契約、平成23年７月19日付変更契約、平成24年７月６日付変更契約及び平成25年７月10日付変更契約に基づき、上記債権者が再生債務者に対して有する貸金債権
３　対象となる住宅及び住宅の敷地
別紙物件目録記載のとおり
４　抵当権の表示
別紙抵当権目録記載のとおり
５　住宅資金特別条項
上記１の住宅資金貸付債権の弁済については、再生計画認可決定の確定した日以降、以下の各条項に従い支払うものとする。
⑴　再生計画認可決定確定時から５年の期間（以下、「元本返済猶予期間」という。）は、毎月12日限り、元本3102万3011円に対する約定利率による利息（月賦分・計60回）のみを弁済する。
⑵　元本猶予期間終了後、11年７か月の期間は、毎月12日限り、元本に約定利率による利息を付して元利均等方式により計算した金額（月賦分・合計139回）を弁済する。
６　住宅資金特別条項を受ける者の同意
上記の住宅資金特別条項を定めることについて、これらの条項により権利の変更を受けることとなる債権者は同意している。
物件目録
１　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　547番２
地　目　宅地
地　積　383.36平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
２　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　547番９
地　目　宅地
地　積　2.93平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
３　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　８番６
地　目　公衆用道路
地　積　2.79平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
４　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　８番８
地　目　公衆用道路
地　積　6.68平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
５　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　８番９
地　目　公衆用道路
地　積　5.16平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
６　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　９番14
地　目　公衆用道路
地　積　4.68平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
７　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　９番15
地　目　公衆用道路
地　積　108平方メートル
橋本　四良　持分32分の８
８　所　在　伊勢原市桜台１丁目
地　番　９番17
地　目　公衆用道路
地　積　1.08平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
９　所　在　伊勢原市桜台１丁目547番地２
家屋番号　547番２
種　類　居宅
構　造　軽量鉄骨造スレート葺２階建
床面積　１階　99.37平方メートル
２階　79.49平方メートル
橋本　四良　持分５分の４
抵当権目録
ダイヤモンド信用保証株式会社が有する抵当権
原　因　平成９年２月24日保証委託契約による求償債権同日設定
登記簿上の債権額　5,000万円
損害金　年14％（年365日日割計算）
連帯債務者　橋本　四良
橋本しのぶ
共同担保　目録（え）第7545／0223号
登　記　横浜地方法務局厚木支局　平成９年２月24日受付第1817号
平成25年７月12日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１８号
大阪府箕面市温泉町１番１号
再生債務者　大阪観光株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年９月11日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月23日
平成25年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
名古屋市東区白壁１丁目50番地
再生債務者　一般社団法人愛知県農林公社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年７月12日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（再）第１４号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
再生債務者　株式会社京都国際
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年７月12日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１３号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目７番３号
再生債務者　村上　博幸
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月16日から平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部